

日医発第345号（地I 99）

平成26年7月2日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉義武

診療放射線技師法等の一部改正の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、診療放射線技師法等の一部改正が行われ、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

1. 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行規則の改正

病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く）のために100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合は、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施できることとされました。

診療放射線技師に、医師又は歯科医師の立会いなしにエックス線を照射させる場合には、医療安全上の配慮が極めて重要であることから、以下のような取組を実施し、安全の確保を十分に図ることとされております。

- ①事前に責任医師の明確な指示を得ること。
- ②緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備
- ③必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備
- ④機器の日常点検の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備

また、これに関連し、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正されておりますので、併せてよろしくお願ひいたします（平成26年7月2日付（地III 82））。

2. 診療放射線技師法施行令の改正

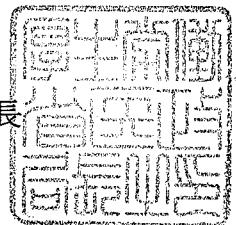
診療放射線技師が行うことのできる画像診断装置として、「核医学診断装置」が追加されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

医政発 0625 第7号
平成26年6月25日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



診療放射線技師法等の一部改正の施行について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。



医政発 0625 第6号
平成26年6月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

診療放射線技師法等の一部改正の施行について

本日公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」(平成26年厚生労働省令第71号)により、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)及び診療放射線技師法施行規則(昭和26年厚生省令第33号)が改正され、その一部が同日付けて施行されたところである。

今般の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含む)、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1 改正の内容

診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合には、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施できるものとしたこと。

これに基づき、診療放射線技師に対し、医師又は歯科医師の立会いなしにエックス線の照射を行わせる場合には、医療安全上の配慮が極めて重要であることから、以下のようないくつかの取組を実施し、安全の確保を十分に図るものとすること。

- ① 事前に責任医師の明確な指示を得ること
- ② 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備
- ③ 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備
- ④ 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備

2 施行期日

平成26年6月25日

3 参考

今般の改正に先立って、平成25年度厚生労働特別研究事業として、医師又は歯科医師の立会いがない状況で、診療放射線技師が胸部エックス線撮影を行うことの安全性について調査研究を行っているが、その結果を取りまとめた提言は別添のとおりであること。

平成 25 年度 厚生労働特別研究事業

「健康診断におけるエックス線照射の安全性に関する研究」

健康診断におけるエックス線撮影時の医師又は歯科医師の 立ち会いに関する提言

<研究代表者>

本田 浩 九州大学医学大学院医学研究院臨床放射線科学 教授

<研究分担者>

待鳥 詔洋 国立国際医療研究センター国府台病院 放射線診療科長

<研究協力者>

大友 邦 東京大学医学部放射線医学 教授

金澤 右 岡山大学医歯薬学総合研究科 放射線医学 教授

北村 善明 診療放射線技師会 理事

栗林 幸夫 慶應大学医学部放射線科学 教授

(50 音順 敬称略)

平成 25 年 11 月

提言の骨子

1 検討の範囲

- 本提言は健診時の胸部エックス線撮影を対象とし、医行為に関連する手技等が含まれる胃透視撮影や乳房撮影等は対象としていない。
- 本研究では、検診車を有する健診機関（647施設）に対してアンケートを実施し、その結果（363施設、回答率56.1%）も踏まえて検討した。

2 アンケートの結果

- 検診車で胸部エックス線撮影を実施する場合に、医師の同行「あり」と回答した施設であっても、撮影時に実地で医師が立ち会っている施設は殆ど無い
- 80%の施設で2000年以降に導入された装置を使用している
- 80%の施設で、直接撮影（デジタル方式を含む）が実施されており、従来の間接ミラーカメラ方式より、飛躍的に被ばく量が低減される方法で実施されている

※直接撮影と間接撮影では3倍程度の実効線量の差があるとされている

（出典：有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン 平成18年度 厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究」班）

- 99%の施設でホトタイマ※を使用している

※ホトタイマとは、自動的に必要なX線量を検知してX線照射を終了させる装置

3 医師の立ち会いに関する考え方

- アンケートの結果から、診療放射線技師法制定当時と比べて、撮影機器や撮影方法は格段に進歩しており、安全性は保たれていると考えられる。
- 別の調査によると、胸部エックス線撮影を中止する場合の理由として、「妊娠中または妊娠の可能性がある」ことが多くを占めており、事前に医師からの指示があれば、実地で医師が立ち会わなくても適切に対応できると考えられる。

4 まとめ

- 検診車で胸部エックス線撮影を行う場合に、医師又は歯科医師の立ち会いを求めなくとも、安全性の担保は十分に可能であることが示唆された。
- なお、エックス線撮影を伴う胃透視撮影や乳房撮影等については、医行為に関連する手技等の評価を行う必要があり、本研究での評価は困難である。

5 その他

- 一方で、安全性には問題ないものの、比較的被ばく量の多い撮影機器や撮影方法もわずかに残っていた。より安全な撮影の実施のために、以下の取り組みを推奨してはどうかとの意見があった。
 - 事前に責任医師の明確な指示を得ること
 - 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の

整備

- ・ 必要な機器・設備の整備
- ・ 撮影時や緊急時のマニュアルの整備
- ・ 機器の日常点検等の管理体制の整備
- ・ 従事者の教育・研修体制の整備

(別紙)

健康診断におけるエックス線照射の
安全性に関する研究
(アンケート調査結果)

平成25年度厚生労働科学研究費補助金
(厚生労働科学特別研究事業)

1 はじめに

放射線による検診は肺がん検診として胸部エックス線検査が、乳がん検診としてマンモグラフィ検査が、胃がん検診として胃透視検査が広く全国で行われており、医師の指示のもと、診療放射線技師が実施する場合が多い。診療放射線技師法（第26条第2項第2号）においては、多数の者の健康診断を一時に行う場合には、医師又は歯科医師の立ち会いの下にエックス線を照射することとされており、立ち会いなしに上記検査等を行うことについては規制されている。昨今の報道等や国会における質疑では、これらの事が指摘され、医師の立ち会いの規制の是非について議論されているところである。

本調査は、検診等のエックス線照射の安全性が、医師の立ち会いの有無により影響があるかどうかについて、全国の胸部エックス線撮影実施施設に対するアンケート調査を行い、立ち会いの有無による安全性等の影響について学術的な見地から検証することを目的としている。

（参考）診療放射線技師法 第二十六条の2

診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合
- 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

2 調査の内容

健康診断における胸部エックス線撮影について、撮影装置、撮影条件、出車前点検の有無、低被ばく撮影の実施の有無、医師の立ち会いの有無、医師のエックス線撮影実地での立ち会いの有無、具体的撮影条件等を調査した。

3 調査方法

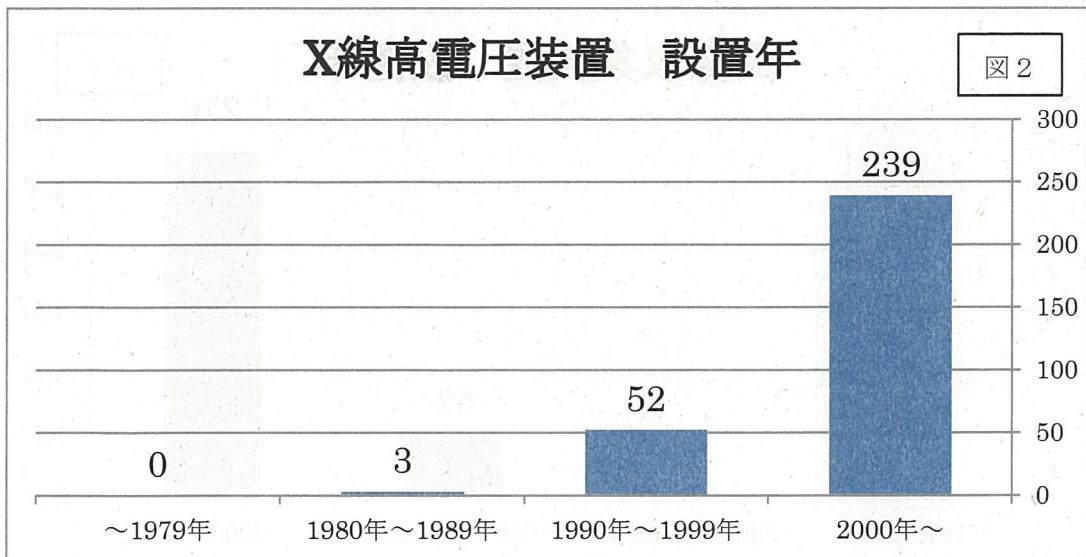
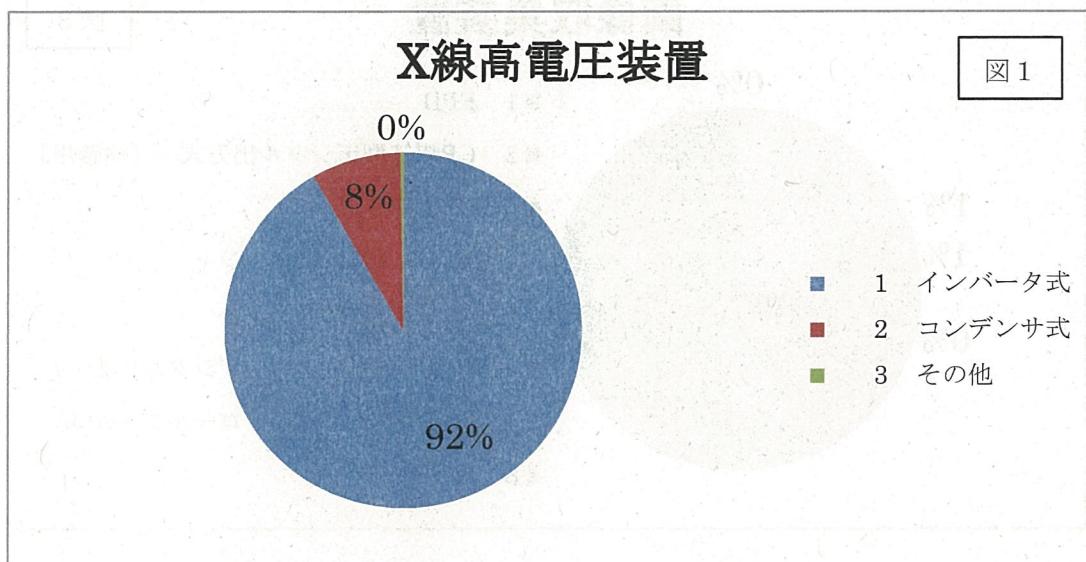
検診車を所有すると思われる検診施設並びに医療機関647施設に対し、調査票を郵送した。調査票は平成25年7月31日に発送し、平成25年8月5日から8月18日までの検診車での検診のうち、最も多い検診会場での胸部エックス線撮影について、各設問へ記載の上、平成25年8月23日までに郵送にて返送する自記方式にて行った。

調査票の回収数は、363施設から返送があり、回収率は56.1%であった。

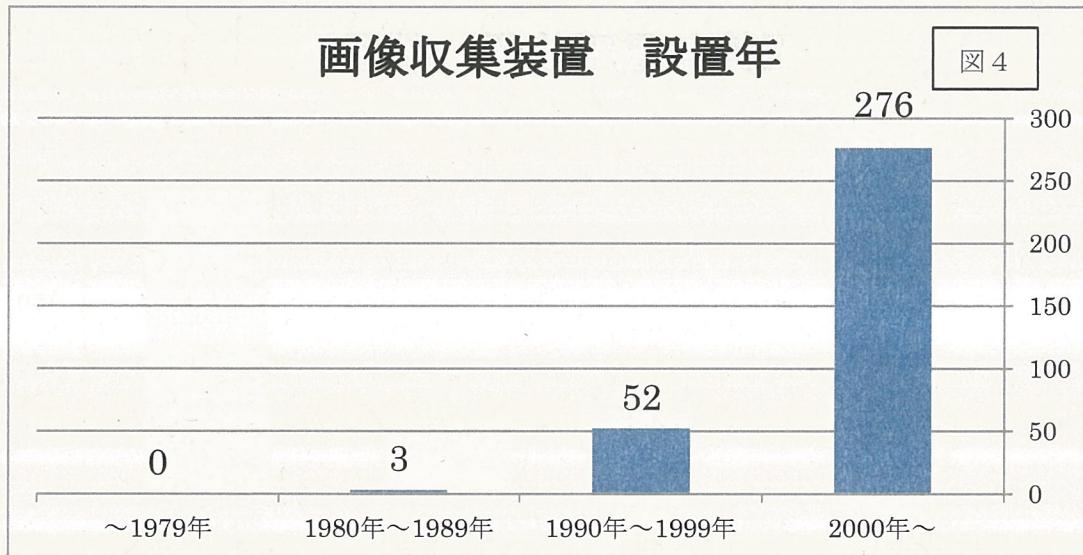
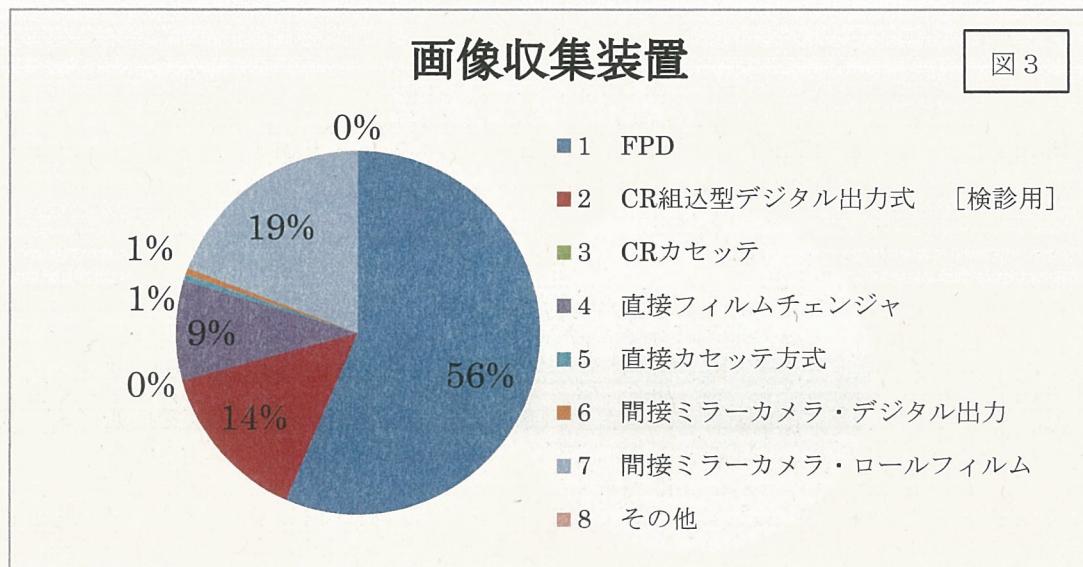
4 調査結果

問1 撮影装置について

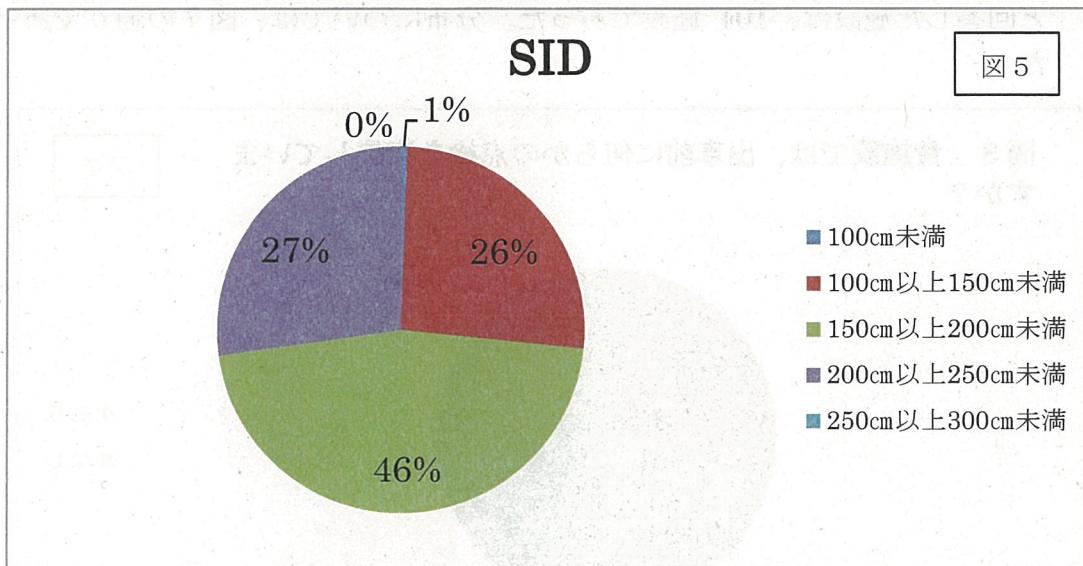
X線高電圧装置は、インバータ式が331施設、コンデンサ式が29施設、その他が1施設であった。X線高電圧装置の平均設置年は2005年であった。それぞれの分布については、図1、2の通りであった。



画像収集装置は、FPD は 197 施設、CR 組込型デジタル出力式 [検診用] は 50 施設、CR カセットは 0 施設、直接フィルムチェンジャは 31 施設、直接カセット方式は 2 施設、間接ミラーカメラ・デジタル出力は 2 施設、間接ミラーカメラ・ロールフィルムは 67 施設、その他は 0 施設であった。平均設置年は 2006 年であった。それぞれの分布については、図、3，4 の通りであった。

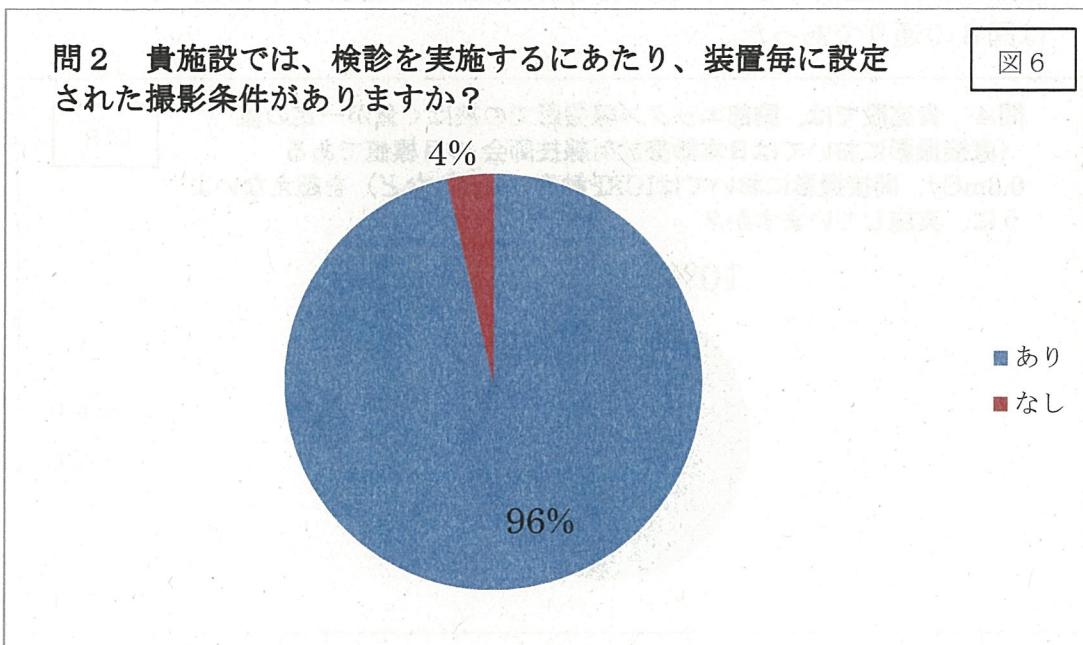


平均 SID は 179cm であった。SID の分布については、図 5 の通りであった。



問 2 検診を実施するにあたり、装置毎に設定された撮影条件の有無について。

装置毎に設定された撮影条件の有無について、「あり」と回答した施設は、348 施設、「なし」と回答した施設は、13 施設であった。分布については、図 6 の通りであった。

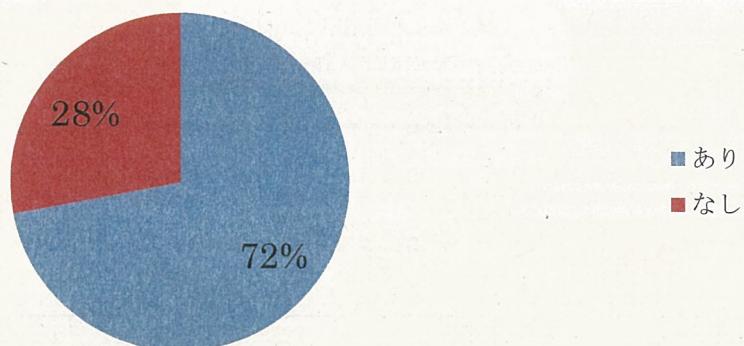


問3 出車前の点検の有無について。

出車前の点検の有無について、「あり」と回答した施設は260施設、「なし」と回答した施設は、101施設であった。分布については、図7の通りであった。

問3 貴施設では、出車前に何らかの点検を実施していますか？

図7



問4 被ばく量が一定を超えないような実施の有無について。

被ばく量が一定を超えないような実施の有無について、「あり」と回答した施設は319施設、「なし」と回答した施設は36施設であった。分布については図8の通りであった。

問4 貴施設では、胸部エックス線撮影での被ばく量が一定の値
(直接撮影においては日本診療放射線技師会の目標値である
0.3mGy、間接撮影においてはICRP勧告の1mGyなど) を超えないよ
うに、実施していますか？

図8

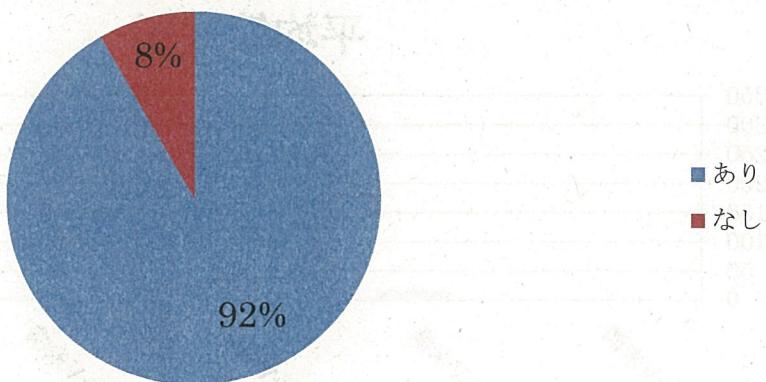


問5 検診での医師の「同行」の有無について。

検診での医師の「同行」の有無について、「あり」と回答した施設は329施設、「なし」と回答した施設は30施設であった。分布については図9の通りであった。

問5 検診に医師の「同行」はありましたか？

図9

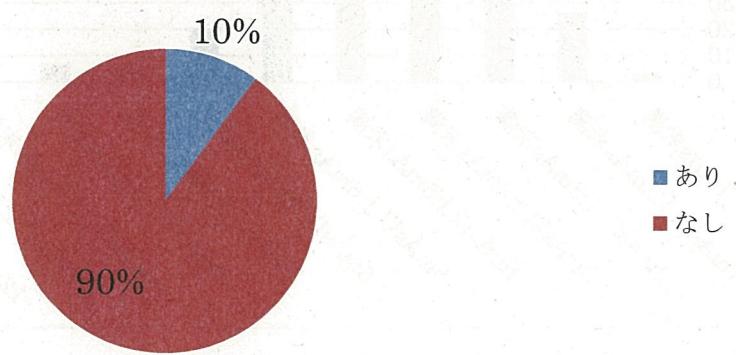


問6 問5で医師の同行ありと回答した施設について、同行医師のX線撮影時における実地での立ち会いの有無について。

実地での立ち会いの有無について、「あり」と回答した施設は34施設、「なし」と回答した施設は301施設であった。分布については図10の通りであった。

問6 問5で医師の同行ありと回答された施設にお聞きします。上記、同行医師はX線撮影時に実地に立ち会っていましたか？

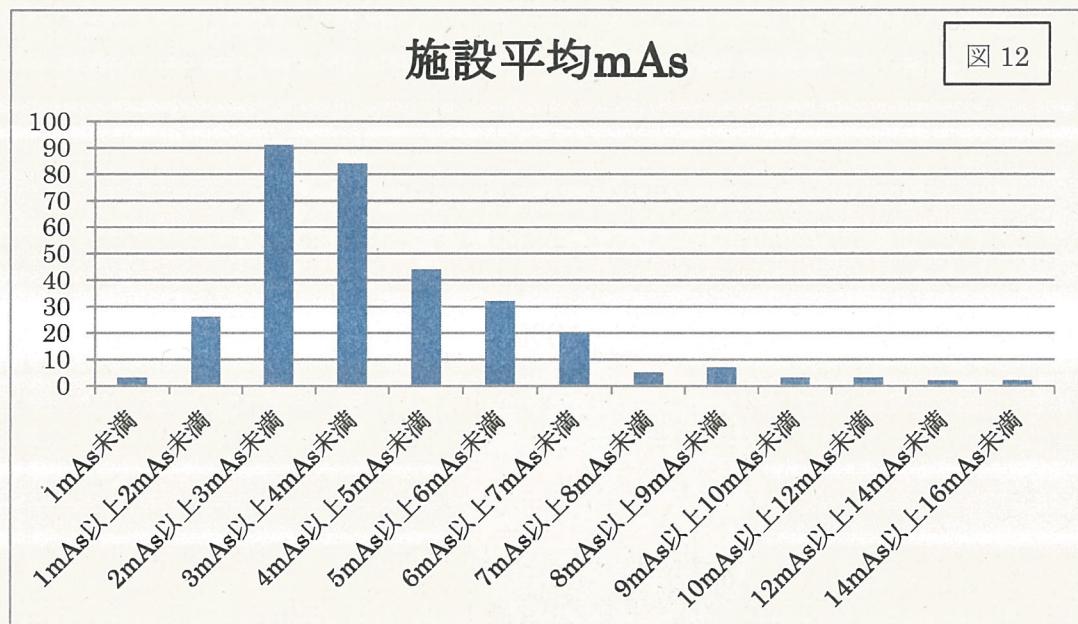
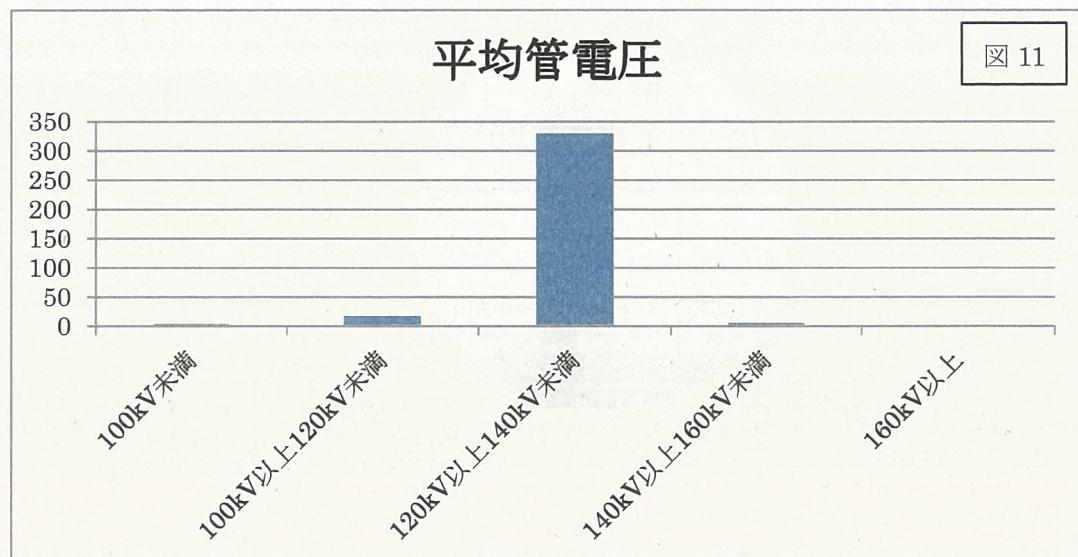
図10



問 7 撮影条件について。

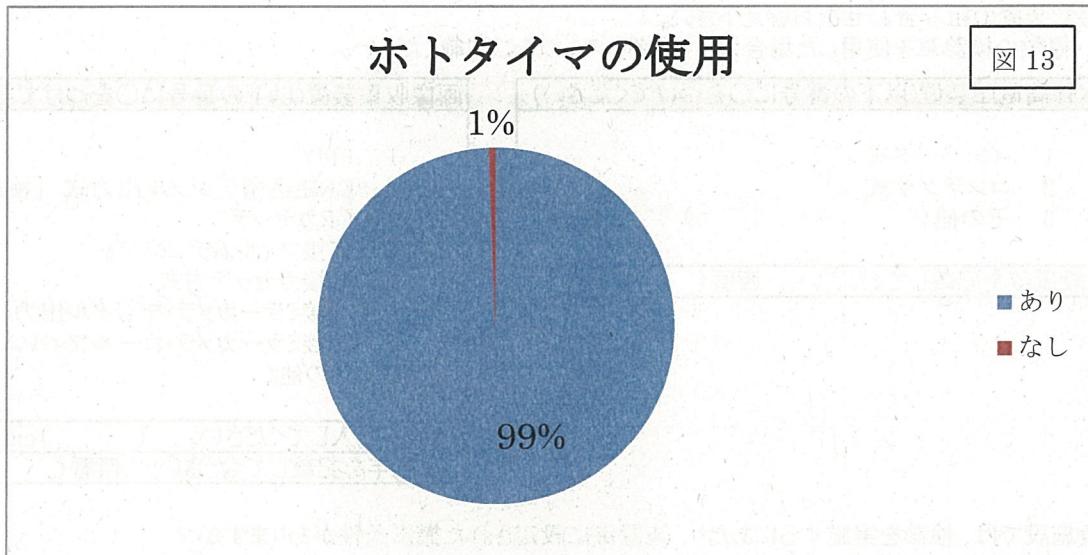
撮影条件について、平均管電圧は 123kV であった。分布については、図 11 の通りであった。平均 mAs は 3.84 であった。分布については、図 12 の通りであった。

ホトタイマの利用については、「有」との回答は 1680 撮影、「無」との回答は 10 撮影であった。分布については、図 13 の通りであった。



ホトタイマの使用

図 13



厚生労働科学特別研究

健康診断におけるエックス線照射の安全性に関する研究・調査票

※貴施設において、8月5日から8月18日までの検診車での検診のうち、胸部エックス線撮影の対象者数が
最も多い検診会場での胸部エックス線撮影について記載してください。

問1 撮影装置の組み合わせをお答え下さい。

・複数の検診車を使用した場合は、主たるもの1つをご記載ください。

X線高電圧装置(以下の番号に○をつけてください)	
1 インバータ式	
2 コンデンサ式	
3 その他()	

設置年を記載してください。西暦()年

画像収集装置(以下の番号に○をつけてください)	
1 FPD	
2 CR組込型デジタル出力式 [検診用]	
3 CRカセット	
4 直接フィルムチェンジャー	
5 直接カセット方式	
6 間接ミラーカメラ・デジタル出力	
7 間接ミラーカメラ・ロールフィルム	
8 その他()	

SIDを記入してください。()cm

設置年を記載してください。西暦()年

問2 貴施設では、検診を実施するにあたり、装置毎に設定された撮影条件がありますか？

- 1 あり
2 なし

問3 貴施設では、出車前に何らかの点検を実施していますか？

- 1 あり
2 なし

問4 貴施設では、胸部エックス線撮影での被ばく量が一定の値(直接撮影においては日本診療放射線技師会の目標値である0.3mGy、間接撮影においてはICRP勧告の1mGyなど)を超えないように、実施していますか？

- 1 その通り実施している
2 その通りには実施していない

問5 検診に医師の「同行」はありましたか？

- 1 あり
2 なし

問6 問5で医師の同行ありと回答された施設にお聞きします。

上記、同行医師はX線撮影時に実地に立ち会っていましたか？

- 1 あり
2 なし

問7 撮影条件をお答え下さい。

- ・実施した最初の5例について記載してください。
・管電流・照射時間もしくはmAsを記載してください。
・ホトタイマを使用している場合は、「ホトタイマの有無」に○をつけて下さい。

	管電圧	管電流・照射時間	mAs	ホトタイマの有無
1	()kV	()mAs・()ms	()mAs	有・無
2	()kV	()mAs・()ms	()mAs	有・無
3	()kV	()mAs・()ms	()mAs	有・無
4	()kV	()mAs・()ms	()mAs	有・無
5	()kV	()mAs・()ms	()mAs	有・無

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律
目次中「公的介護施設等の整備（第三条―第九条）」を「地域における医療及び介護の総合的な確
保（第三条―第十一条）」に、「第十条―第二十条」を「第十二条―第二十二条」に、「第二十一条」を
「第二十三条」に、「第二十一条」を「第二十四条」に改める。
第一条中「かんがみ」を「鑑み」に「介護給付等対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的
的な整備等」を「効率的かつ質の高い医療提供体制を構築することとともに地域包括ケアシステムを構
築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保」に、「老人」を「高齢者」に改める。
第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として
次の二項を加える。
この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り
り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、
介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支
援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保
される体制をいう。

第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

御名御璽
平成二十六年六月二十五日
内閣総理大臣 安倍晋三
法律第八十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

第三条の見出しを「総合確保方針」に改め、同条第一項中「公的介護施設等の整備に関する基本方針」を「地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に、「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同条第二項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項各号を次のように改めることとする。

第十九条第三項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。

第三十一条第四項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。別表第二の事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者の項中「第八条第二十一項」を「第八条第十一項」に改める。

第十二条 診療放射線技師法の一部改正

第四条第一号中「第十四条の二に規定する」を「第十四条の二各号に掲げる」に改める。

第二十四条の二の見出し中「検査」を「検査等」に改め、同条中「磁気共鳴画像診断装置その他」の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を「次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。

一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。

二 第一条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

第二十六条第二項ただし書中「場合は」を「場合は」に改め、同項第二号中「とき」の下に「(前号に掲げる場合を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

(歯科技工士法の一部改正)

第十三条 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

四二条第一項に次の十六条を加える。

(指定登録機関の指定)

第十三条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」といふ)に、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務(以下「登録事務」といふ)を行わせることができる。

二 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

三 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他登録事務についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四 厚生労働大臣は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第九条の三 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第九条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第九条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第九条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、当該登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(規定の適用等)

第九条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第五条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」とし、第六条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と「免許とえたときは、歯科技工士免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に歯科技工士免許証」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第九条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(帳簿の備付け等)

第九条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるもの記載し、及びこれを保存しなければならない。

第九条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をることができる。

(監督命令)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第二項第一号イ、介護保険法（平成九年法律第二百一十九号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第一百一十六号）第二十六条第二項第二号、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第二項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第十三条ただし書及び第二十一条第一項ただし書の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名が少しあるが、古文書

第一條の見出し中「第一条第一項」を「第一条第三項」に改め、同条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第一項」を「第一条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項」に改める。

第三条を次のように改める。

(法第四条第一項第一号イの厚生労働省令で定める場合)
第三条 法第四条第二項第一号イの厚生労働省令で定める場合

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

老人福祉法第二十一条の六に規定する軽費老人ホーム
老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第一項に規定する医療提供施設以外の場所 第四条（見出しを含む）中「第四条第一項第二号イ」を「第五条第二項第二号ロ」に改め、同条

第七号中〔昭和三十八年法律第三百三十二号〕を削る。

第六条（見出しを含む）中「第四条第一項第一号ハ」を「第五条第一項第一号ニ」に改め、同条第八号中「第四条第一項第一号イ又はハ」を「第五条第一項第二号ニ又はハ」に改め、同条第七号

中「公的介護施設等を整備する」を「医療及び介護の総合的な確保のための」に改める。

第七条及び第八条を削る。

を第七条とする。

第十二条（見出しを含む。）中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第一項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第一項中「第

第十一條中「第十一條第一項」を「第二十三條第一項」に、「第十一條第一項、第十三條第一項」

を「第十三条第一項、第十五条第一項」に、「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十六条第二項」、「第十八条第二項」を「第二十条第二項」、「第十五条第一項、

第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第十九條を「第十七条第一項、第十八条、第十九条、

第二十一条第一項及び第二十二条に改め、同条を第九条とする。
（十箇条以上、三十見則）一部改（二）

（介護保険法施行規則の一部改正）
第二条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一百一十六条の十一第一号中「第一百一十六条の八」を「第一百一十六条の十」に改める。
附則第二十七条第一項各号列記以外の部分中「この条」の下に「及び附則第三十条」を加える。

附則に次の三条を加える。

第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例）

第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

厚生労働大臣 田村憲久

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例)

第二十九条 特定介護予防サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者に係る第九十七条の三の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」とする。

(特別養護老人ホームの旧措入所者に関する経過措置の特例)

第三十条 指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう)を受ける日の属する月が平成二十七年七月である施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措入所者に係る第百七十二条の二において準用する第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

第三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例)

第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、

同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(診療放射線技師法施行規則の一部改正)
(診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三章 業務等

第三章中第十六条の前に次の一条を加える。

(法第十九条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査)

第十五条の二 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く)とする。

(老人福祉法施行規則の一部改正)

第五条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二 中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第一条第三項第三号」を「第一条第四項第三号」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)
(厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百七条第七十五号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第七十六号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条」に改める。

第七百十二条第二十六号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十一条第一項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十三条第一項」に改め、同条第二十七号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条」に改める。

(介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第百七十二条の二の規定」の下に「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第七十一号)による改正後の介護保険法施行規則附則第三十条の規定」を「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る」又は「指定介護福祉施設サービス」とを加える。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の一部改正)

第九条 次に掲げる省令の規定中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第二百三十一号)附則第一条

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第二十一号)附則第一条

(施行期日)
附則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(改正法附則第十三条ただし書の規定による別段の申出)

第一条 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者」という)であつて、同法第八条の二第一項に規定する介護予防訪問介護又は同条第七項に規定する介護予防通所介護を行うものに係る地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「改正法」という)附則第十一条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該申出に係る指定介護予防サービスを利用している場合には、当該他の市町村の長を含む)に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

二 改正法附則第十三条本文に係る指定を不要とする旨

三 指定都市又は中核市の区域に所在する事業所に係る申出をする場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定都市又は中核市の長」とする。

○ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）（第十二条関係）
【公布日・平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（欠格事由）	（欠格事由）	（欠格事由）	（欠格事由）	（欠格事由）
<p>第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。</p> <p>一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二各号に掲げる業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 （略）</p>	<p>第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。</p> <p>一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二に規定する業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 （略）</p>			

（画像診断装置を用いた検査等の業務）

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。

一

磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行なうものに限る。）を行うこと。

二

第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師）

（新設）

（画像診断装置を用いた検査の業務）

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行なうものに限る。）を行うことを業とすることができる。

の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行つゝこと。

(業務上の制限)

第二十六条 (略)

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エツクス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)

三 その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき。

(業務上の制限)

第二十六条 (略)

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

一 (略)

(新設)

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)。

○ 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）（抄）（第四条関係）

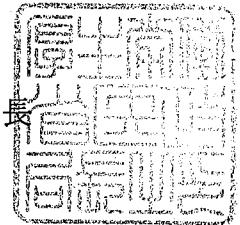
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三章 業務等</p> <p>（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査）</p> <p>第十五条の二 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める 検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。）とする。</p>	<p>第三章 照射録等</p> <p>（新設）</p>

医政発0625第9号
平成26年6月25日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

写

医政発0625第8号
平成26年6月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について

「診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第226号)が本日付で公布・施行されたところである。

この政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1 政令の内容

診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第24条の2の規定により、診療放射線技師は、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査を行うことを業とするとができるとされているが、この装置として「核医学診断装置」を新たに加えるものとしたこと。

2 施行期日

平成26年6月25日

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百一十六号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百一十六号）第二十四条の二及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「散瞳薬」を「散瞳薬」に改め、同条に次の一号を加える。

四 核医学診断装置

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村
内閣総理大臣 安倍 晋三

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）（抄）

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
(画像診断装置)	(画像診断装置)			
第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。	第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。			
一・二 (略)	一・二 (略)			
三 眼底写真撮影装置 (散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。)	三 眼底写真撮影装置 (散瞳 ^{じどう} 薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。)			
四 核医学診断装置	(新設)			